

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	老健局
----	-----

I. 業務管理体制の整備に関する事項の届出等

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出

① 手続の概要

法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、(中略)業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。(介護保険法第115条の3第2項)

【届出先】

区 分	届出先
1号 2号から5号以外の事業者	都道府県知事
2号 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
3号 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
4号 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	3号を除く市町村長
5号 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣

② 電子化の状況

電子化されている例は承知していない。

(2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出

① 手続の概要

介護保険法第115条の3第2項による届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、(中略)その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長又は市町村長(中略)に届け出なければならない。(介護保険法第115条の3第3項)

② 電子化の状況

電子化されている例は承知していない。

(3) 指定事業者の区分の変更の届出

① 手続きの概要

介護保険法第115条の3第2項の規定による届出を行った介護サービス事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、(中略)その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等にも届け出なければならない。(介護保険法第115条の3第4項)

② 電子化の状況

電子化されている例は承知していない。

2 削減方策 (コスト削減の取組内容及びスケジュール)

取組対象

- (1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出
- (2) 業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出
- (3) 指定事業者の区分の変更の届出

削減方策

届出の郵送化を推進することにより、事業者における作業時間を約20%削減する。

コスト削減の取組時期

上記取組の実施については、自治体の理解・協力も不可欠であり、平成29年度中に上記取組に関する事務連絡等による周知を行い、平成31年度末までにその徹底を図るものとする。

3 コスト計測

1. 選定理由

(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出

当該手続きは新規に介護サービス事業に参入する際に提出を求められるものであり、他の手続きと比較して、直接持参されることが多いと推測されることから、当該手続きに関する削減方策を検討することにより、計画の効率的かつ効果的な実施に寄与すると考えられるため。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) 業務管理体制の整備に関する事項の届出

I コスト計測の方法

上記の届出について、現状の届出状況におけるモデルケース及び届出の郵送化を推進した後のモデルケースを設定し、それぞれを比較することにより行う。

現在持参により届出を行っている事業所が郵送に移行することにより、全体として総作業時間を20%削減するもの。

II 実施時期：9月末

9月末に今年度における届出数の半数を把握できるため。

Ⅱ. 事業所の指定等に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 指定居宅サービス事業者の指定

① 手続の概要

居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービス事業の種類に係る居宅サービス事業を行う事業所ごとに都道府県知事が行う。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定

① 手続の概要

地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービス事業の種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所ごとに市町村長が行う。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(3) 指定居宅介護支援事業者の指定

① 手続の概要

居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業ごとに都道府県知事が行う。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(4) 指定介護老人福祉施設の指定

① 手続の概要

特別養護老人ホームのうち、その入所定員が三十人以上であって都道府県の条例で定める数であるものの開設者の申請があったものについて都道府県知事が行う。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(5) 指定介護予防サービス事業者の指定

① 手続の概要

指定介護予防サービス事業を行う者の申請により、指定介護予防サービスの種類及び当該指定介護予防サービス事業の種類に係る指定介護予防サービスを行う事業所ごとに都道府県知事が行う。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定

① 手続の概要

地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービス事業の種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所ごとに市町村長が行う。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(7) 指定介護予防支援事業者の指定

① 手続の概要

地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに市町村長が行う。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(8) 介護老人保健施設の開設の許可

① 手続の概要

介護老人保健施設を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(9) 地域支援事業者の第一号指定事業者の指定

① 手続の概要

第一号事業を行う者の申請により当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第一号事業を行う事業所ごとに市町村長が行う。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(10) 指定居宅サービス事業者の特例

① 手続の概要

病院等について、健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定があったときは、その指定時に当該病院等の開設者により行われる居宅サービスについて、指定居宅サービス事業者の指定があったものとみなす。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(11) 指定居宅サービス事業者（特定施設入居者生活介護）の指定の変更

① 手続の概要

特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、第 41 条第 1 項本文の指定に係る特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定施設入居者生活介護に係る指定の変更を申請することができる。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(12) 指定居宅サービス事業者の指定等の届出

① 手続の概要

指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(13) 指定居宅サービス事業者の廃止等の届出

① 手続の概要

指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするとき

は、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(14) 指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）事業者の変更等の届出

① 手続の概要

指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(15) 指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く）事業者の廃止等の届出

① 手続の概要

指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(16) 指定居宅サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の指定の辞退

① 手続の概要

第42条の2第1項本文の指定を受けて地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(17) 指定居宅介護支援事業者の変更等の届出

① 手続の概要

指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅介護支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(18) 指定居宅介護支援事業者の廃止等の届出

① 手続の概要

指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(19) 指定介護老人福祉施設の変更の届出

① 手続の概要

指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(20) 指定介護老人福祉施設の指定の辞退

① 手続の概要

指定介護老人福祉施設は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(21) 介護老人保健施設の変更等の届出

① 手続の概要

介護老人保健施設の開設者は、第94条第2項の規定による許可に係る事項を除き、当該介護老人保健施設の開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該介護老人保健施設を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(22) 介護老人保健施設の廃止等の届出

① 手続の概要

介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(23) 指定介護予防サービス事業者の変更等の届出

① 手続の概要

指定介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防サービスの事業を再開したときは、

厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(24) 指定介護予防サービス事業者の廃止等の届出

① 手続の概要

指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(25) 指定地域密着型介護予防サービス事業者等の変更の届出

① 手続の概要

指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(26) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止等の届出

① 手続の概要

指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(27) 指定介護予防支援事業者の変更等の届出

① 手続の概要

指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定介護予防支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(28) 指定介護予防支援事業者の廃止等の届出

① 手続の概要

指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

② 電子化の状況

市町村が窓口であり、電子化されていない。

(29) 老人居宅生活支援事業の開始の届出

① 手続の概要

国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人居宅生活支援事業を行うことができる。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(30) 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）の設置の届出

① 手続の概要

国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介

護支援センターを設置することができる。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(31) 老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）の設置の認可

① 手続の概要

社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(32) 老人居宅生活支援事業の変更の届出

① 手続の概要

老人居宅生活支援事業の開始の届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(33) 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）の変更の届出

① 手続の概要

国及び都道府県以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(34) 老人居宅生活支援事業の休廃止の届出

① 手続の概要

国及び都道府県以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(35) 老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター）の休廃止の届出

① 手続の概要

国及び都道府県以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

(36) 老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）の施設の設置の休廃止の認可

① 手続の概要

社会福祉法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所

定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加について、都道府県知事の認可を受けなければならない。

② 電子化の状況

都道府県等が窓口であり、電子化されていない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

（1）申請の手続きに係る手段の見直し

- ・書類の作成相談等により自治体窓口を複数回往復しているケースが見られることから、Eメール等を利用した事前相談の実施。
- ・自治体窓口への訪問に要する時間を削減するため、申請書類を郵送により提出することを推奨する。

（2）申請書類の添付文書の見直し

- ・事業の指定申請などの際に求める添付文書について、自治体ごとのばらつきがあることから、自治体が省令で定められた事項以外を確認するため、付加的に提出を求めている添付文書の種類やその意図等を自治体宛に調査する。また、類似の行政手続において既に提出している書類に重複があるかについても併せて調査する。
 - ・上記の調査結果を自治体宛に周知することにより、介護事業所の書類作成時間短縮を図る。
- ※ 本方策の取組期間については、ニッポン一億総活躍プランにも記載のある、文書量半減の取組期間（2020年代初頭までに半減）も考慮し、5年間とする。

（3）上記の取組により、作業時間を20%削減することを目指す。

3 コスト計測

1. 選定理由

通所及び訪問サービス事業者の指定件数が、全手続件数のうち約85%を占めるため。

2. コスト計測の方法及び時期

（1）コスト計測の方法

複数の事業所からヒアリングを行い、事業の新規、変更、廃止などの各指定申請に要する時間を算出する。ヒアリングの際に、事業者が特に負担に感じている書類等を聴取し、2（2）の削減方策の検討にも活用。

（2）コスト計測の時期

平成29年度中に実施予定。

※事業の指定申請などの際に求める添付文書について、上述の通り自治体ごとにはばらつきがあることから、単一の地域だけでなく、複数の地域でのコスト計測調査を要するため、自治体宛の調査結果をふまえて事業者の抽出を行う予定。